

東 介 発 第 1 0 1 号  
令 和 3 年 1 月 8 日

東京都知事  
小 池 百 合 子 殿

公益社団法人 東京都介護福祉士会  
会長 永 嶋 昌 樹



### 緊急事態宣言下における介護福祉士をはじめとする介護サービス従事者への 支援に関するお願い

平素より弊会の事業運営に多大なるご支援ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、政府により令和3年1月7日付で1都3県に、新型コロナウイルス感染症による新たな緊急事態宣言が発出されました。同日には都内の感染者は2,447人を数え、さらに感染が拡大している状況です。すでに都内ではいくつもの介護施設・介護サービス事業所で職員や利用者への感染が確認されており、各施設・事業所ともその対応に追われています。特に入所施設においては、介護サービスの提供を一時的にでも中止することは困難です。どのような状況においてもこれまでと同様に利用者への支援を継続していくことが求められます。また、在宅利用者を対象とする通所・訪問系サービス事業所においても、要介護状態にある利用者の日常生活を支えるためにサービス提供体制を保つべく懸命な努力を続けています。

多くの高齢者・障害者の方々が利用するこれらの介護施設・事業所では、利用者や介護従事者等の職員が新型コロナウイルスに感染することがないように、細心の注意を払っています。しかしながら、直接的な介護を行うような場面では、人と人との物理的な距離を一定以上に保つことは困難といわざるを得ません。介護従事者から利用者へ、また、利用者から介護従事者への感染を防ぐためには、業務で使用する使い捨て手袋・消毒用アルコール・マスク・フェイスシールド・ガウン等の衛生資材が欠かせません。現在、これらは区市町村等の自治体とは別に、各施設・事業所が独自にある程度の量を備蓄していると推測されますが、感染拡大の状況が長引くようなことがあれば今後は不足することも考えられます。また、一部の施設・事業所では、すでに品薄状態の資材もあるとの声も聞きます。

介護福祉士をはじめとする介護施設・事業所の職員は、医療従事者と同様に、都民の生命と生活を守るために、人員不足が常態化する中で、自身や家族への感染に常時不安を抱きながらも、昼夜を問わず介護業務に従事しています。

つきましては、このような現状を斟酌いただき、「介護崩壊」となるような状況を招かないためにも、使い捨て手袋・消毒用アルコール・マスク等の感染防止のために必要な資材の安定的な供給を図ることができると特段のご配慮をお願いいたします。

また、ワクチン接種が可能な状況となりましたら、施設・通所・訪問等の各介護サービスの従事者が遺漏なく接種できますよう重ねてお願い申し上げます。